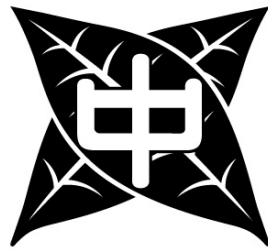


中野区立緑野中学校 P T A 規約



東京都中野区丸山1-1-19

中野区立緑野中学校 P T A

TEL 03-3386-5423

平成20年6月5日制定

令和5年11月20日改訂

※ お子様をご卒業されるまで大切に保管してください。

第1章 総則

第1条 <名称>

本会は、中野区立緑野中学校PTAと称し、事務所を同学校内に置く。

第2条 <目的>

本会は、緑野中学校の方針に沿い、在籍する生徒のために保護者と教師が協力し、学校・家庭・地域の環境向上をはかり、あわせて会員相互の理解を深め、教養を高めることを目的とする。

第2章 活動

第3条 <活動>

本会は、第2条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

1. 一人ひとりの生徒のしあわせにつながる課題を取り上げ、理解を深めるための学習活動。
2. 教育に関する好ましい世論を作り、教育の充実をはかるための活動。
3. 学校の教育環境向上のための活動。
4. 会員相互の親睦をはかり、教養を高め、健康を増進するための活動。
5. 青少年の教育や福祉のために活動する他の団体や機関に協力し、社会教育の振興につとめるための活動。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第3章 方針

第4条 <方針>

本会は、前条の活動を行うにあたって、次の方針に従う。

1. 本会の運営は民主的に行い、他のいかなる団体の支配・統制・干渉もうけない。
2. 本会は営利的・宗教的・政治的ないかなる事業にも関係しない。
3. 本会は、学校の教育活動を助けるために意見を交換するが、学校の人事や管理には干渉しない。

第4章 会員および会の構成

第5条 <会員>

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と校長および教職員（ただし講師を除く）で構成する。

第6条 <権利義務>

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第7条 <経費>

本会の経費は、会費およびその他の収入をもって支弁する。

第8条 <会費>

会費の額および納入方法その他については次のとおりとする。

1. 会費は年会費とし、会費の額は総会において決める。会費の額等については細則に記す。
2. 特別の事情がある者に対しては、減額または免除することができる。

第9条 <予算および決算>

本会の会費は、総会で承認された予算に基づいて管理執行され、その決算は会計監査委員の監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 <会計年度>

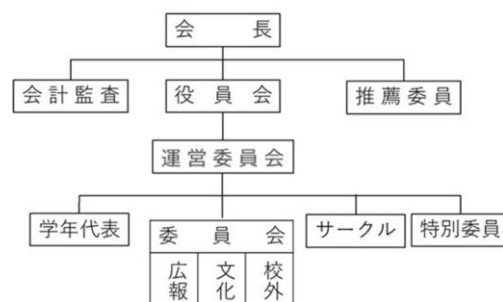
本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員および会計監査委員

第11条 <役員>

本会の役員は、以下の人数以上で構成する。

1. 会長 1名 (P)
2. 副会長 3名 (P2・副校長)
3. 書記 3名 (P2・T1)
4. 会計 3名 (P2・T1)



第 12 条 <会計監査委員>

会計監査委員は 3 名（P 2・T 1）によって構成される。

第 13 条 <役員および会計監査委員の選出方法>

役員及び会計監査委員の候補者は、推薦委員会によって推薦方法を考慮して選ぶ。

第 14 条 <任期>

役員および会計監査委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

役員および会計監査委員に欠員を生じた場合は、会長が運営委員会にはかり補充する。会長に欠員を生じた場合は副会長が会長となる。

役員および会計監査委員は専門委員を兼任できない。

第 15 条 <役員の仕事>

役員の仕事はつぎのとおりとする。

1. 会長は、本会を代表総理し、総会・運営委員会・役員会等を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要な場合には会長の仕事を代行する。
3. 書記は、総会・運営委員会の議事を記録し、文書の作成・連絡および資料の保管管理にあたる。
4. 会計は、本会の会計事務を処理し、次年度初めの総会において、会計監査委員の監査を得て決算報告をし、承認を得る。またその席で、新年度の会計は予算案を提示し、承認を得る。

第 16 条 <会計監査委員の仕事>

会計監査委員は、随時会計事務を監査し、その結果を定期総会に報告する。

第 7 章 推薦委員

第 17 条 <推薦委員>

推薦委員会は、各委員と同時に選出された委員によって構成し、委員の互選によって、委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。委員の選出方法と人数については細則に記す。

第 18 条 <推薦委員の仕事>

推薦委員会は、次年度の役員および会計監査委員の候補を、年度末の運営委員会に報告することを仕事とする。

第 8 章 組織

第 19 条 <会議の種類>

本会を運営するために次の会議を開く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 学年・学級代表
5. 委員会
6. 特別委員会

第 20 条 <総会>

総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。議決手段については適宜判断するものとする。

総会の議題内容は原則として総会の 1 週間前までに全会員に通知しなければならない。

総会には、次の二つの種類がある。

1. <定期総会>

年 1 回、年度始めに開くこととする。

活動方針および予算案の審議および議決をその議題とする。

2. <臨時総会>

次の場合は臨時総会を開く。

- ① 全会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき
- ② 運営委員会が必要と認めたとき

3. <定足数>

総会の成立は全会員の 3 分の 1 以上の出席を必要とする。ただし、やむをえず出席できない場合は委任状によって出席人数に加算される。

4. <議決>

総会の議決は出席者の過半数の同意をもって成立する。可否同数の場合は、議長が決める。

第 21 条 <運営委員会>

運営委員会は、次の通り構成され、必要に応じて開くものとする（年 4 回程度；初回顔合わせ、総会前、次年度役員公示、次年度役員承認ほか）。運営委員会は総会に次ぐ、議決機関とする。

1. <構成>

運営委員会は、役員・会計監査委員（必要に応じて出席可能）、学級代表・専門委員会の正副委員長・サークル代表（またはその代理）および学年主任で構成する。

2. <任務>

運営委員会は、次の任務を行う。

- ① 総会に提出する議案の作成
- ② 総会の議決によって委任された事務の処理
- ③ 次年度の役員・会計監査委員の承認、および欠員が生じたときの補充
- ④ 必要のある場合の特別委員会の設置
- ⑤ 細則の改廃
- ⑥ その他、この会の運営に必要な事項

第 22 条 <役員会>

役員会は役員をもって構成し、会長が随時召集し、会の運営についての協議、会務の整理、総会、運営委員会、全体委員会等の準備、連絡調整にあたる。

第 23 条 <学年代表>

学年代表は、各学年から選ばれた学級数×1 名以上で構成し、各学年ごとに代表 1 名を選出する。必要に応じて各学年ごと副代表 2 名までを選出することもできる。

各学年の代表委員会は、学年の行事等に協力するとともに学年の会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 24 条 <委員会>

本会には、次の委員会を置くこととする。

1. 広報委員会

広報委員会は、各学年から選出された委員で構成し、互選によって委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。委員の選出方法と人数については細則に記す。

広報委員会は、広報紙を発行することにより緑野中学校の教育活動および P T A 活動等を広く広報することをその目的とする。

2. 文化委員会

文化委員会は、各学年から選出された委員で構成し、互選によって委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。委員の選出方法と人数については細則に記す。

文化委員会は、生活が多様化する中で、効率良く、気軽に、安全に、会員同士、会員と学校が情報交換や交流を行う環境を創ることを目的とする。

3. 校外委員会

校外委員会は、各学年から選出された委員で構成し、互選によって委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。委員の選出方法と人数については細則に記す。

校外委員会は、生徒の健全な校外生活のために地域の各種団体と協力し、地域の環境浄化に努めることを目的とする。

第 25 条 <特別委員会>

必要に応じて運営委員会の議決により特別委員会を設置することができる。

1. 特別委員会の委員長は、運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。
2. 特別委員会の事業計画は、運営委員会に諮らなければならない。
3. 特別委員会は、任務達成と同時に解散する。

第 25 条の 2 <同窓会支援委員会>

1. 第 25 条に基づき、「同窓会支援委員会」を設置する。同窓会支援委員会は、緑野中学校同窓会会員による自主的な運営が可能となるまで、暫定措置として同窓会の運営事務を代行し、事業や組織の整備について助言・支援を行う。同窓会会員による自主運営が可能となった時点をもって解散する。
2. 同窓会支援委員会について
 - (1) 代行事務の内容
 1. 会員名簿・代表者名簿などの個人情報の管理。
 2. 入会に関わる説明、入会費の徴収事務。
 3. 徴収金の保管管理・会計事務。
 - (2) 会の事業や組織整備に関する内容

1. 同窓会会員(代表者)による連絡会の設置支援。
 2. 事務局の設置・同窓会組織の整備に関する助言。
 3. 周年行事への協力・総会の開催など同窓会事業に関する助言。
3. 同窓会支援委員会の構成
- (1) 委員
 - 委員長・・・PTA 会長
 - 副委員長・・・PTA 副会長
 - 委員・・・PTA 書記
 - 委員・・・PTA 会計
 - 委員・・・副校長(学校 PTA 副会長)
 - (2) 監査
 - 会計監査・・・PTA 会計監査

第 9 章 規約の改廃および細則

第 26 条 <規約改正>

本会の規約は総会の出席者の 3 分の 2 以上の同意がなければ改廃することはできない。

第 27 条 <細則>

本会の運営に関する細則の改廃については、本会の規約に基づき、運営委員会で審議し承認を得れば定めることができる。ただし、その細則は総会に報告しなければならない。

第 28 条 <付則>

本会則は、平成 20 年 6 月 5 日に制定され、同年月日より施行する。

【細則】

第 1 条 <会費>

本会の会費は一世帯あたり 3,000 円、教員一人あたり 2,000 円とする。

ただし、年度途中の転入者については、月割り (3,000 円÷12 ヶ月=250 円/月) で納入する。3 年生においては卒対費を含む為、10 月以降の転入の場合は一律 1,500 円を納入する。

第 2 条 <役員および会計監査委員の承認>

新年度の役員の承認は運営委員会において承認後、全会員に書面をもって告知し、信任される。

第 3 条 <慶弔規定>

件名	範囲	備考	金額
出産	教員		5,000 円
結婚	教員		5,000 円
病気・障害	教員・生徒	2 週間以上にわたる入院の場合	5,000 円
死亡	会員・生徒	教員本人と配偶者・子の場合	5,000 円

※会員以外の場合については、役員会で別途考慮し、運営委員会に報告する。

第 4 条 <文化活動(サークル)の設置>

1. 運営委員会に、サークルの目的、代表者、会員名を報告し、承認を得る。
2. サークルは役員会と連絡をとりながら、自主的に運営される。
3. サークルは、構成員を本校 P T A 会員に限り、会員 6 名以上で成立する。

第 5 条 <推薦委員及び各委員会の選出方法と人数>

1. 推薦委員は、第 1 学年及び第 2 学年の各学年から学級数×2 名選出する。第 3 学年からは選出しない。
2. 広報委員は、各学年より学級数×1 名を選出する。
3. 文化委員は、各学年より学級数×1 名を選出する。
4. 校外委員は、原則、総数 18 名とする。なお、各学年ごとの選出人数は、年度毎に調整する。

【推薦委員内規】

1. 全会員に役員候補 1 名以上の選考の協力を呼びかける。
2. 推薦委員は役員候補にはなれない。ただし、推薦委員の互選により選ばれた場合は、この限りではない。

3. 現役員が、役員候補を推薦する場合もある。
4. 現役員が、会計監査委員候補を推薦する場合もある。
5. 推薦委員会が役員候補を推薦する場合もある。
6. 内規は必要に応じて運営委員会にて協議変更する事ができる。

【役員内規】

1. 会長の判断により、必要に応じて役員経験者をアドバイザーに指名することができる。但し、議決権は無しとする。

【インターネット利用に関するガイドライン】

1. SNS 利用について
PTA 活動で得た個人情報の扱いについては、十分に配慮し、むやみに個人の SNS 等に発信してはならない。
2. PTA 配信メールシステム運用について
 - ① 運営目的：PTA 活動や学校生活に関する情報提供の迅速化のために利用する。
 - ② 管理者：配信メールシステムの管理・運営は PTA 役員が行い、管理責任者は PTA 会長とする。
 - ③ 利用者：配信メールシステムは PTA 会員が利用できる。
 - ④ 発信者：配信メールシステムからメール配信できる者は次の通りとする。
 - (1) PTA 役員
 - (2) 学校長、副校長
 - ⑤ 注意事項
 - (1) 管理者及び利用者は個人情報の保護に配慮しなければならない。
 - (2) 運営目的以外の広告、宣伝は行わない。
3. 緑野中学校 PTA ホームページ運用について
 - ① 運営目的：ホームページを通し、PTA 活動への理解を促進し、教育活動の支援に役立てる。
 - ② 管理者：ホームページの管理・運営は PTA 役員が行い、管理責任者は PTA 会長とする。
 - ③ 注意事項
 - (1) 管理者及び利用者は個人情報の保護に配慮しなければならない。
 - (2) 運営目的以外の広告、宣伝は行わない。
4. ガイドラインの改正について
このガイドラインの改正について、改正の必要がある時は、PTA 役員会で協議し、運営委員会での承認を経て改正する。

<改正、改定履歴>

平成20年6月5日	制定	
平成20年6月5日	施行	
平成24年5月16日	改定	規約第25条の2<同窓会支援委員会>を追加
平成24年5月16日	改正	細則第1条<会費>の年度途中の転入者の会費についての規定
平成28年3月7日	改定	第17条、第24条の選出方法と人数の変更
平成28年3月7日	改定	第27条細則の改廃方法の改定 細則第5条<推薦委員及び各委員会の選出方法と人数>を追加
令和元年5月11日	改定	第11条 図 <サークル>を追加 第21条 運営委員会の開催頻度についての変更 第21条1. 構成員の変更 (会計監査委員とサークル代表追加) 第24条2. 文化委員会 目的の変更 推薦委員内規4. 会計監査委員候補の推薦についての記載追加
令和2年5月16日	改定 追加 追加	第23条 <学年学級代表> 細則第5条 <推薦委員及び各委員会の選出方法と人数> 役員内規新規制定 インターネット利用に関するガイドライン新規制定
令和3年5月21日	7か所変更	① 第5条 本会の 会員 は、本校に在籍する生徒の保護者と校長および教職員（ただし講師を除く） による会員 で構成する。 【下線部追加、取消線部抹消】 ② 第8条 1. 会費は年会費とし、会費の額は総会において決める。 <u>会費の額等については細則に記す。【下線部追加】</u> ③ 第9条 本会の会費は、総会で承認された 予算 … 【されて→された】 ④ 第20条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。 <u>議決手段については適宜判断するものとする。【下線部追加】</u> ⑤ 第21条 (第2文) 運営委員会は総会に 次ぐつぐ 、議決機関とする。 【つぐ→次ぐ】 ⑥ 第21条 第2項 ③次年度の役員・会計監査委員の承認 を 、および欠員が生じたときの補充 【句点「。」→読点「、】 ⑦ 第24条 1. 広報委員会 (第2文) 広報委員会は、広報 紙誌 を発行することにより 【広報誌→広報紙】
令和5年3月11日	改定	【細則】 第1条<会費> 本会の会費は一世帯あたり3,000円、 教員一人あたり2,000円 とする。 【下線部追加】
令和5年10月14日	改定 改定	細則第5条<推薦委員及び各委員会の選出方法と人数> 推薦委員内規
令和5年11月20日	変更 改定	第11条 組織図変更 第23条 <学年代表>選出方法